

「渋沢栄一 PR ポスター制作等業務」企画提案競技実施要項

1 委託業務名

渋沢栄一 PR ポスター制作等業務

2 趣旨

新一万円札の肖像となった埼玉県の偉人・渋沢栄一翁について周知し、埼玉の更なるイメージアップや県民の機運醸成等を目指していく。

3 予算額

946,000円（上限）

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

4 委託業務の内容

渋沢栄一 PR ポスター制作業務仕様書のとおり

5 委託期間

令和6年10月7日から令和6年11月30日まで

6 作業案件

提案された企画は事業者を選定するためのものであり、業務の遂行に当たっては、県と綿密な調整を図りながら、あらためて精密な企画を立案して進めること。

7 応募資格

次の（1）から（8）までの全てに該当すること。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （4） 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （5） 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- （6） 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。

- (7) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する公示（令和4年埼玉県告示747号）に基づき業種区分「印刷」の「印刷（製本含む）」の「一般印刷」又は「催物、映画、広告、その他の業務」の「催物等」の「製作等関連業務」に登録された者であること。
- (8) 令和4年度以降における国又は地方公共団体のポスター等の広報物のデザイン・レイアウト業務を受注し、誠実に履行した実績を有していること。

8 スケジュール

令和6年 9月11日（水）	公告（県ホームページに掲載）
17日（火）午後5時	質問の受付期限
18日（水）	質問に対する回答
19日（木）午後5時	企画提案競技への参加申込み（参加希望書提出）期限
25日（水）午後5時	企画提案書の提出期限（厳守）
10月 4日（金）	企画提案競技結果通知

9 企画提案競技参加希望書の提出

本企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案競技参加希望書（別紙様式1）」を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年9月19日（木）午後5時必着

(2) 提出方法

電子メールのみ。

<提出先>

埼玉県県民生活部県民広聴課 魅力発信担当 宛

（住所）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

（電話）048-830-3192

（メール）a2840-15@pref.saitama.lg.jp

※必ず到達確認の電話をすること。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年9月25日（水）午後5時必着

(2) 提出方法

電子メール

<提出先>

埼玉県県民生活部県民広聴課 魅力発信担当 宛

（住所）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

（電話）048-830-3192

（メール）a2840-15@pref.saitama.lg.jp

※必ず到達確認の電話をすること。

(3) 提出書類

企画提案に当たっては、次の書類を提出すること。

すべての書類はA4版とし、PDFデータで提出すること。

ア 「渋沢栄一 PR ポスター制作業務」企画提案書（別紙様式2）

(ア) A4判で5ページ以内とすること。

(イ) 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

(ウ) 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、おおむね次のとおりとすること。

・作品のデザイン・レイアウトに込めた意図

※「仕様書の内容を具体化したもの」「独自で上乘せするもの」の区別が明確に判別できるようにすること。

・業務実施スケジュール

・業務実施体制

※ 県職員と綿密な打合せを随時行える体制を明記すること。

・その他、必要と思われる事項

(エ) 企画提案書は、作品ごとに作成すること。

イ 作品（1案又は2案）

(ア) 仕様書をよく確認の上、作成すること。

(イ) 自社で調達した写真、イラスト等を使用する場合は、実際に渋沢栄一 PR ポスター及び県ホームページ等に掲載可能なものを使用すること。

ウ 類似業務実績調書（別紙様式3）

エ 見積書（様式自由）

(ア) 宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とすること。

(イ) ポスターのデザイン・レイアウト及び印刷、配布にかかる費用すべてを盛り込むこと。

オ パンフレット等法人の概要（事業内容、実績等）が分かるもの

(4) その他

ア 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

イ 提出された書類は返却しない。また、提出書類の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

11 質問事項の受付

企画提案競技の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和6年9月17日（火）午後5時必着

(2) 受付方法

「企画提案競技に関する質問書（別紙様式4）」に記入の上、電子メール（a2840-15@pref.saitama.lg.jp）で提出すること。いずれの場合も必ず到達確認を未

尾記載の連絡先へ電話にて行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名等を伏せた上で、県のホームページに掲載する。なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

12 契約候補者の選定

県が設置する企画提案審査委員会において、提出された企画提案書、作品等による審査を行い、最も優れた提案者を契約先候補者として選定する。

審査に当たっては企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき総合的に評価する。

プレゼンテーションは実施せず、書類による審査のみとする。

なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

13 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、評価が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者が、業務履行に必要な能力を有しない場合や、契約締結までの間に契約先候補者に事故がある場合等、実施に係る協議が整わない場合は、評価が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、評価が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

なお、企画提案において、不正が行われた事実が明らかになった時は、県は企画提案競技の決定を取り消す。

14 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込は無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 電子メール以外の方法で提出されたもの。
- カ 提出書類に不足があるもの。
- キ 企画提案競技参加希望書に代表者の記名のないもの。
- ク 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ケ 見積金額を訂正したもの。
- コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

(3) その他

ア 参加申請に係るすべての費用(作品、企画提案書の作成などに要する費用)は、参加者の負担とする。

イ 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しない。また、企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

15 埼玉県担当者連絡先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (埼玉県庁本庁舎1階)

埼玉県県民生活部県民広聴課 魅力発信担当 宛

電話：048-830-3192

メール：a2840-15@pref.saitama.lg.jp